

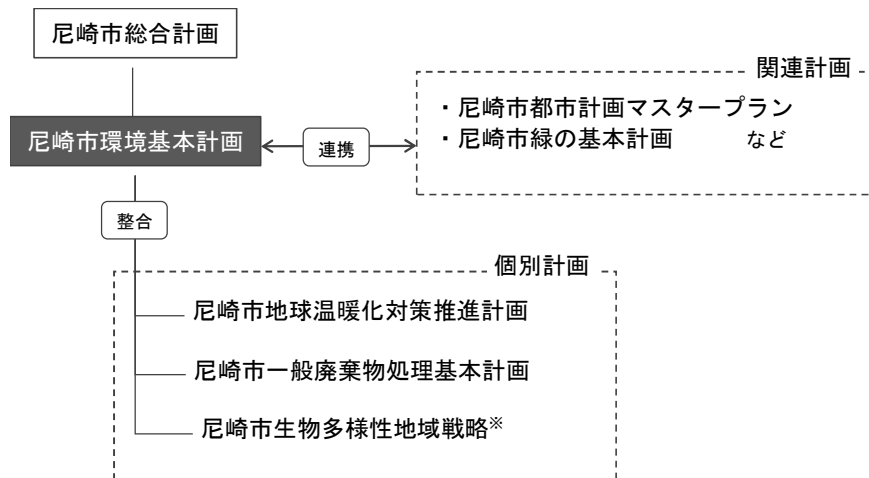
尼崎市環境基本計画（素案）について

はじめに

- ・目標3については同時に策定作業を進めている尼崎市生物多様性地域戦略の内容と整合を図ることとします。
- ・目標ごとに施策の効果・進捗の概要を掴むために指標を設定することとします。なお、指標については新たに検討したものだけでなく、関連計画との連携・整合を図るため、関連計画で運用されている指標についても、適宜活用することとしています。また、実績を直接的に把握することが困難なものについては、市民の行動・実感などを指標としています。

1 位置付け

- ・尼崎市の環境をまもる条例第6条に基づき「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定するものです。
- ・国・兵庫県における上位計画や市内における関連計画と連携・整合を図りつつ、尼崎市における最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現するものとします。
- ・具体性の高い内容については個別計画に委ねることとし、計画では今後の環境政策のよりどころとできるよう、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向性を示すこととします。



※ 尼崎市生物多様性地域戦略については計画改定と同時期に策定を行うこととしています。

2 対象とする区域

尼崎市全域

3 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象とする主な環境

地球環境	地球の温暖化、資源の有効活用 など
生活環境	公害の防止、廃棄物の処理 など
自然環境	身近な自然、緑地・水辺の保全・創出、生物多様性の保全 など

5 目指す環境像

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした現在の社会経済活動やライフスタイルは、繊細なバランスの上に成り立っている環境に負荷を与えており、その結果として気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失、汚染物質の排出など様々な環境問題を引き起こしています。

特に社会経済活動がグローバル化している現代においては、環境問題を地域だけの問題として捉えるだけではなく、地球規模の問題としても捉える必要があります、これまでの環境汚染・負荷を軽減していくという視点に加え、どのような資源・エネルギーをどのように消費していくのかという視点からの取組も行っていかなければなりません。

これらに取り組んでいくためには、かつて尼崎の市民・事業者・行政が互いに努力し、協力しながら深刻な公害問題に取り組んできた経験を踏まえ、私たち一人ひとりの意識・行動を変えていくことが環境問題の解決につながることを認識し、環境と調和したまちの実現を目指していくため、本計画において目指す環境像を次のとおり定めます。

環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき

6 目標・指標・方針・施策

目標 1 脱炭素社会の構築

■指標

指標	備考
二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) ※1、2	尼崎市地球温暖化対策推進計画で設定されている目標 (毎年度) ➡令和 12 年度において平成 25 年度比で 50 %以上削減を目指す。
エネルギー消費量 (TJ) ※1	尼崎市地球温暖化対策推進計画で設定されている指標 (毎年度) ➡令和 12 年度において 26,752 TJ 以下を目指す。
太陽光発電設備導入量 (kW)	固定価格買取制度に基づき認定された太陽光発電設備の容量 (毎年度) ➡令和 12 年度において家庭用 (10 kW 未満) の設備認定容量 4 万 kW 程度を目指す。 ※令和 3 年度末時点では約 1.9 万 kW (5,000 世帯分) の認定設備が存在している。
地球温暖化を防止するための行動を実践している市民の割合 (%) ※2	省エネを意識した行動や省エネ家電の購入、太陽光発電設備の導入など地球温暖化を防止するための行動をしていることを確認するための指標 (毎年度) ➡2050 年に 100 %に増加するペースを目指す。

地球温暖化による危機を認識している市民の割合 (%) ※2	地球温暖化による危機を認識しているかを確認するための指標 (毎年度) →2050年に100%に増加するペースを目指す。
----------------------------------	--

※1 尼崎市地球温暖化対策推進計画で設定する目標・指標

※2 尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標

※3 尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果

■方針・施策

方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

徹底的な省エネ対策によりエネルギー消費量を削減するとともに、可能な分野から消費するエネルギーは二酸化炭素を排出しないものへ可能な分野から転換していきます。

施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着

- ・省エネ診断の実施や省エネ対策に関する情報提供などにより地球温暖化対策に関する知識を実際の環境配慮行動への転換を促します。

施策イ 省エネルギー型の設備・建築物の普及

- ・省エネ性能の高い設備への更新、新技術を活用した設備やエネルギーマネジメントシステムの導入、消費エネルギーを大幅に削減、またはエネルギー収支が正味でゼロになる建築物の普及を促します。

施策ウ クリーンエネルギーの利用

- ・太陽光発電設備の導入や電化と併せて再生可能エネルギーで発電された電気の利用を推進します。
- ・燃焼時に二酸化炭素を排出しない燃料である水素については燃料電池をはじめとする水素関連技術の普及を進めつつ需要の拡大につなげていきます。
- ・電化が困難な高温域での熱利用についてはメタネーションなどの技術開発の動向を注視していきます。

方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

地域におけるエネルギー消費の最適化、自転車や公共交通機関の利用促進などによりエネルギー効率の高い都市への転換を図ります。

施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、分散型エネルギーリソースやエネルギーマネジメントシステムの導入によりエネルギーの地産地消・融通や脱炭素化を進めるとともに、災害時のレジリエンスの向上につなげます。

施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備

- ・自転車の走行空間の整備やコミュニティサイクルの普及などにより自転車の利用環境の向上を図るとともに、モビリティ・マネジメントにより公共交通機関の利用を進めます。
- ・燃費のよい自動車や走行時に二酸化炭素を排出しない自動車の普及を進めます。

方針③ 気候変動のリスクに備えます

気候変動により生じるおそれのある影響・被害は、主に気温の上昇や降水パターンの変化であることから、これらに関する情報収集を行うとともに、対策を講じていきます。

施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識

- ・気候変動の影響・被害については情報が少ないため、国や関係機関などからの情報収集に努めるとともに、その影響・被害について市民・事業者へ情報提供を行うことで適応策の意義や必要性について理解・認識を高めます。

施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応

- ・熱中症の予防や対策に関する啓発や注意喚起などにより熱中症の発症や重症化を防止します。
- ・雨水を地下浸透させる透水性舗装の整備、雨水を有効利用する雨水貯留タンクの普及などにより局所的・短期的な降雨による雨水の河川・下水道への急激な流入を抑制することで浸水被害などの水害を防止します。

目標 2 循環型社会の構築

■指標

指標	備考
焼却対象ごみ量 (t) ※1、2	尼崎市一般廃棄物処理基本計画で設定されている目標 (毎年度) ➡令和 12 年度において令和元年度比で約 11 %削減を目指す。
1 人 1 日あたりの燃やすごみ量 (g/人・日) ※1、2	尼崎市一般廃棄物処理基本計画で設定されている目標 (毎年度) ➡令和 12 年度において令和元年度比で約 10 %削減を目指す。
事業系ごみ量 (t) ※1	尼崎市一般廃棄物処理基本計画で設定されている目標 (毎年度) ➡令和 12 年度において令和元年度比で約 10 %削減することを旨とする。
廃棄物処理に係る不利益処分等の件数 (件) ※2	廃棄物処理に関する法令等に基づき勧告・命令等を受けた事業者の数を把握するための指標 (毎年度) ➡現状 (令和 4 年度 : 0 件) を維持することを旨とする。
ごみを発生させない取組を行っている市民の割合 (%) ※3	生ごみの削減やマイボトルの利用などごみを発生させない取組が行われているかを確認するための指標 ➡調整中

※1 尼崎市一般廃棄物処理基本計画で設定する目標・指標

※2 尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標

※3 尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果

■方針・施策

方針① ごみの発生を抑制します

3R (リデュース・リユース・リサイクル) の取組により、できるだけごみを出さないようにします。特に一般廃棄物については、循環型社会の形成に向けて、今後はごみをつくらぬリデュースを最優先として取り組みます。

施策ア リデュース・リユースの実践・定着

- ・家庭で廃棄される食品の見える化や宴会・会食時の食べきり・持ち帰りの呼びかけなどによ

- り食べ残しや手つかず食品などの食品ロスの削減を進めます。また、余っている食品については福祉団体への寄付などにより有効活用し、福祉の視点からも食品ロスの削減を進めます。
- ・使い捨て型の生活の見直しを促すことでレジ袋やペットボトルなどの利用削減を進めるほか、店舗における包装の簡素化やマイボトルの利用促進などによりプラスチックごみの削減を進めます。
- ・リユースショップやスマートフォンアプリを活用したリユースサービスに関する情報提供などを行うことでリユースに取り組む機会を創出します。

施策イ リサイクルの推進

- ・紙資源のうち家庭から排出されるものについては現行の「紙類・衣類」の日での回収だけでなく、資源集団回収運動の活性化により回収量を増加させるとともに事業所から排出されるものについては紙資源業者との連携により分別排出・リサイクルの取組を促進します。
- ・生ごみ処理機の普及による生ごみの自主的なリサイクルの促進や有用金属を含む小型家電の効率的なリサイクル手法を検討し、実施します。

方針② ごみを適正に処理します

3Rに取り組んだうえでやむなく排出されるごみについては適正に処理します。

施策ア 適正処理の更なる推進

- ・多量の廃棄物が発生する大規模な事業用建築物の所有者に対し、廃棄物の減量計画の作成の義務付けや立入検査などにより事業系廃棄物の減量化・適正処理を推進します。
- ・資源物の持ち去りを防止するためのパトロールなどの実施や違法な不要品回収業者を利用しないよう呼び掛けることにより適正なリサイクルを推進します。
- ・水銀を含む蛍光灯などの処理困難物については安全で効率的な収集体制を検討し、適正な排出方法を周知していきます。
- ・産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査や指導などにより減量・資源化の促進や適正処理の確保を進めます。
- ・ごみを焼却する際に発生する排熱を発電に利用します。
- ・クリーンセンター第1工場については、施設の更新や維持管理に係るコストを削減するため、令和7年度に稼働を停止し、焼却施設をクリーンセンター第2工場に集約します。また、現行のごみ処理施設については老朽化が進んでいるため、令和13年度からの稼働を目指し、新たなごみ処理施設を整備します。

施策イ 地域環境の美化

- ・ポイ捨てに由来するごみが河川を經由して海洋ごみの要因になっていることから、まちの美化活動を促進します。
- ・不法投棄の未然防止を図るため、パトロールや啓発活動を行います。

目標3 自然共生社会の構築（尼崎市生物多様性地域戦略における審議も踏まえて検討）

■指標

指標	備考
確認された種の数（種）	尼崎市生物多様性地域戦略の策定・改定時に把握する

	生物種数（次期計画改定時） ➡現状（令和5年度）よりも増加することを目指す。
自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合（%）※3	尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果（毎年度） ➡現状（令和4年度：0.8%）から国の過去の世論調査の結果の平均値（4%程度）に高めることを目指す。
生物多様性の認知度（%）※4	尼崎市環境基本計画の改定時に実施する市民意向調査の結果（次期計画改定時） ➡現状（令和4年度：35.9%（言葉の意味を知っている））から市民の半数（50%）に増加させることを目指す。

※1 尼崎市生物多様性地域戦略で設定する目標・指標

※2 尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標

※3 尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果

※4 尼崎市環境基本計画の改定時に実施する市民意向調査の結果

■方針・施策

方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします

自然からの恵みである生態系サービスを支える生物多様性について理解するとともに、その恵みをまちづくりに活かしていきます。

施策ア 生物多様性への理解と配慮行動の実践・定着

- ・尼崎における生物多様性の特徴や自然・生物の大切さを体感できる自然観察会などの自然と触れ合い、学ぶ機会を設けます。
- ・生物多様性の保全などに配慮して生産された商品が消費者が選択できるようエコラベルや有機農法などの環境保全型農業によって生産された農作物の普及を進めます。
- ・生物多様性を保全していくためには、生物の生息・生育状況の把握が不可欠となることから、基礎的な調査を定期的実施するとともに、情報を蓄積・発信していきます。

施策イ 農地の保全・活用

- ・農地は農作物の生産場所としてだけでなく、生物の生息・生育環境としても重要であることから生産緑地地区への指定や市民農園の整備・活用などの多様な手法により都市に残された農地の保全を図ります。
- ・農作物の生産・販売などに必要な資材などに補助を行うことで農業経営の支援を行います。また、尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、広く周知するとともに、地産地消を促進していきます。

施策ウ 自然を活用した社会課題の解決

- ・土壌の有する保水・浸透機能が降雨時の下水道負荷の軽減につながるほか、樹木による緑陰の形成や蒸散作用がヒートアイランド現象の緩和や暑さ対策につながることから危険木の撤去の考え方などを踏まえながら公園・街路樹をはじめとする公共施設の緑を適切に保全・維持管理します。
- ・農地を災害発生時に一時避難や負傷者の応急処置の場として使用できるよう防災協力農地の登録を推進します。

方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

尼崎は都市化が進んでおり、生物の生息・生育環境が少ないため、生活環境に配慮しつつ生物の生息・生育に配慮された身近な自然や緑地・水辺を増やしていきます。

施策ア 身近な自然や緑地・水辺の保全・創出

- ・河川や河畔林、社寺林、田畑など過去から存在している環境については、身近な自然として保全していきます。また、現存する貴重な大木や樹林を保護するために保護樹木や保護樹林として指定を行います。
- ・身近な自然や緑地・水辺については身近に生物と触れ合うことができる場となるよう連続性に配慮しつつ生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行います。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合にはその場所にある自然的要素を活かすとともに、開発時に設けられる緑地の質を高めていくなどの取組を促進します。

施策イ 地域性に配慮した生物の生息・生育環境の保全

- ・地域に固有の希少な生物の生息・生育環境を保全するとともに生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす侵略的外来種については防除を行います。
- ・植栽を行う際には、生態系に悪影響を及ぼす外来種などを用いないよう配慮するほか、在来種の活用を検討することで地域の生態系に配慮します。

目標 4 安全で快適な生活環境の保全

■指標

指標	備考
大気汚染に関する環境基準の達成率 (%)	大気環境に関する指標として SO ₂ 、CO、SPM、NO ₂ 、O _x 、PM _{2.5} 、有害大気汚染物質に関する環境基準の達成率を把握するための指標（毎年度） →達成率 100 %を目指す。
水質汚濁に関する環境基準の達成率 (%)	水環境に関する指標として河川・水域における健康項目、生活環境項目（水生生物の保全に係る水質環境基準を含む）に関する環境基準の達成率を把握するための指標（毎年度） →達成率 100 %を目指す。
騒音に関する環境基準の達成率 (%)（自動車、新幹線、航空機）	静けさに関する指標として自動車、新幹線、航空機の環境基準の達成率を把握するための指標（毎年度） →達成率 100 %を目指す。
行政処分件数（件）※ ¹	公害規制に関する法令等に基づき勧告・命令等を受けた事業者の数を把握するための指標（毎年度） →現状（令和 4 年度：0 件）を維持することを目指す。
過去に比べ公害が問題ではないと考える市民の割合 (%) ※ ²	公害に対する実感の変化を把握するための指標（次期計画改定時） →現状よりも向上することを目指す。

※¹ 尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標

※² 尼崎市環境基本計画の改定時に実施する市民意向調査の結果

■方針・施策

方針 空気・水・土・静けさを大切にします

大気環境や水環境などの状況について監視するとともに、事業所・工事現場への立入検査などにより環境汚染の未然防止に努めます。

施策ア 大気環境の保全

- ・大気環境の状況を監視するとともに、大気汚染を防止するため、事業所への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。
- ・エコカーの普及に努めるとともに、自動車から公共交通機関への転換の取組を進めることで、過度な自動車利用の抑制に努めます。
- ・建築物からのアスベストの飛散を防止するため、工事現場への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。

施策イ 水環境の保全

- ・河川や地下水などの水環境の状況を監視するとともに、水質汚濁を防止するため、事業所への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。
- ・河川・海域における水環境の向上を図るため、下水道施設の適切な維持管理を行います。

施策ウ 静けさの確保

- ・自動車や新幹線、航空機などによる騒音・振動の状況を把握するとともに、必要に応じて国や事業者に対して発生源対策や安全対策などを要望します。
- ・事業所・工事現場などからの騒音・振動については、立入検査などにより必要に応じて指導を行います。

施策エ 土壌・地盤環境の保全

- ・土壌汚染の原因となる有害物質の使用や保管について、事業者への指導を行うとともに、土壌汚染が判明した際には適切な対策を指導します。
- ・地盤沈下を未然に防止するため、地盤変動量や地下水位を把握します。

施策オ 公害の歴史の継承・環境に関する情報発信

- ・公害の歴史を二度と繰り返さないようにするため、これまでの経験や取組を次世代に引き継ぎます。
- ・これまでに蓄積してきた大気環境や水環境などに関する情報を整理し、わかりやすく発信することで過去からの汚染の推移や現状について、市民や事業者の理解を深めます。

施策カ 有害物質・環境リスクへの対応

- ・有害化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者に対して適正保管や適正処分を指導します。
- ・最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報を収集し、基準への追加が検討されている物質や環境への影響が懸念される物質の調査研究などを行います。
- ・環境基準を達成できていない項目については、その原因や環境改善のための対策に関する情報の収集などに努めます。

目標5 経済のグリーン化

■指標

指標	備考
二酸化炭素排出量あたりの市内総生産（億円/kt・CO ₂ ）	市内における経済活動が二酸化炭素排出量の削減と両立しながら行われているかを把握する指標（毎年度） ➡現状よりも向上することを目指す。
最終処分量あたりの市内総生産（億円/t）	市内における経済活動が資源を無駄にせずに行われているかを把握する指標（毎年度） ➡現状よりも向上することを目指す。

■方針・施策

方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

尼崎における経済活動は大量の資源・エネルギーを市外から調達することで維持されており、市外の様々な環境に影響を及ぼしていることから、取引されるモノ・サービスを環境配慮型のものに変えていくことで、経済のグリーン化を進めていきます。

施策ア 環境配慮型のモノ・サービスの消費

- ・環境や社会にも配慮した経済活動であるエシカル消費という考え方を普及させ、モノ・サービスの消費を通じて経済のグリーン化を進めます。
- ・環境に配慮されたモノ・サービスの導入の支援を通じて、環境・エネルギー分野における需要の創出を図ります。
- ・事業者による環境への取組の発信とその取組について市民の理解を深めるために、工場や事業所を見学できる機会を設けます。

施策イ 環境配慮型のモノ・サービスの普及

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、循環経済やネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを的確に捉え、省エネ性能や資源の利用効率・循環効率の高い環境配慮型のモノ・サービスの開発・販売を支援します。

方針② 環境に配慮した事業活動をします

事業活動そのものに環境への配慮を組み込むことで経済的な価値だけでなく、社会的な価値を生み出していきます。

施策ア 環境配慮経営の実践

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、循環経済やネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを機会と捉え、環境技術の開発や ESG 投資の呼び込みを支援することで環境配慮経営の普及を進めます。
- ・環境問題を取り巻く状況の変化に対応するに資金面の支援だけでなく、情報提供なども含めたきめ細かな取組を講じていきます。

施策イ 環境影響評価制度の活用

- ・環境影響評価制度に基づく手続きの機会を捉え、一定の要件を満たす開発の実施に際しては、持続可能なまちづくりにも資する事業となるよう事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

■指標

指標	備考
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントへの参加者数（人）※ ¹	あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントへの参加者数の実績（毎年度） ➡過去8年間（事務局の委託後）平均参加者数を下回らない人数（2,400人）の維持を目指します。【調整中】
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントにおいて実際されるアンケート結果のうち「これから実際にやってみてみたいことがみつかった」人の割合（%）※ ²	あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントにおけるアンケート結果（毎年度） ➡現状（40%程度）から50%程度への増加を目指す。【調整中】
あまがさき環境教育プログラム実施校（校）※ ¹	本市独自の小学生向けの環境教育プログラムを受講した学校の数（毎年度） ➡全校での実施を目指す。
環境に関する学習・イベントに参加している市民の割合（%）※ ³	➡【調整中】

※¹ 尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標

※² あまがさき環境オープンカレッジが実施するアンケートの結果

※³ 尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果

■方針・施策

方針①環境問題を知り、行動します

様々な環境問題の現状や原因を知り、行動につなげていきます。

施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換

- ・世代別の行動様式などを加味し、紙媒体やHPだけでなくSNSなども活用することでより多くの人に情報を効果的・効率的に発信します。
- ・市民や市民団体、事業者などとの交流の機会を増やし、環境に関する情報の交換や共有を促します。

施策イ 関心・理解の度合いに応じた環境学習・啓発の実施

- ・あまがさき環境オープンカレッジと連携し、入門的な内容から専門的な内容まで関心・理解の度合いに応じて学べる機会を提供します。また、座学だけでなく、必要に応じて屋外での体験学習を通じて環境への理解を深めます。

施策ウ 環境教育の充実

- ・独自の小学生向け環境教育プログラムである「あまがさき環境教育プログラム」に基づく環境教育を普及するほか、必要に応じて内容の見直しや対象者の拡大に取り組みます。

施策エ 環境保全活動の支援

- ・環境活動団体の活動の活性化を図るため講師の派遣や環境保全活動に必要な費用への助成などを行います。
- ・環境保全活動を始めるためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境保全活動に携わる市民を増やします。

施策オ 環境保全活動の担い手の発掘・育成

- ・あまがさき環境オープンカレッジと連携し、環境に関する情報交換や交流の機会をつくることで、新たな担い手を発掘するほか、人材を育成するための講座を開催します。

方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

環境保全活動を促進するため、多様な主体の参画や経済・社会に関する取組との連携を進めます。

施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大

- ・様々な視点から環境問題に取り組めるよう様々な分野で活動する市民団体や専門家、企業などと連携し、環境問題に取り組む主体の裾野を広げるとともに、分野を越えたネットワークを築いていきます。

施策イ マルチベネフィットを意識した取組の実践

- ・環境に関する課題と経済・社会に関する課題は関連している場合が多く、労力・資金を効果的・効率的に活用するためにも課題の同時解決を意識した取組を検討していきます。

6 進捗管理

- ・毎年度、環境に関する取組について把握・取りまとめを行い「環境基本計画年次報告書」として公表することとします。
- ・中間見直し（5年目）・改定（10年目）のタイミングで環境に関する取組状況や基礎データの傾向などを整理、評価したうえで、尼崎市環境審議会に報告し、環境政策の方向性などについて意見・助言を受けることとします。